

め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聽かなければならない。
都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第十一条第二項（同法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなつた都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となつた児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。
(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第二十三条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(政令への委任) 第六章 雜則

第一条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第一項及び第十五条並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十二条の規定は、この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に児童生徒性暴力等を行つたことにより、特定免許状失効者等となつた者に係る免許状の再授与について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行つたことにより、特定免許状失効者等となつた者に係る免許状の再授与については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後速やかに、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に從事する者による児童生徒性暴力等の

防止に関する措置の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に從事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の処分等に関する経過措置(

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指

定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により特定免許状失効者等となつた者に係る免許状の再授与について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行つたことにより、特定免許状失効者は、な

お従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に

関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

を、新法令の相当規定により相当の国の機関に對してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設

置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織

法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第

一項の省令は、法令に別段の定めがあるもの

ほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七

条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二

条第一項の省令としての効力を有するものとす

る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日いずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(

令和四年法律第七十六号)

附 則 (令和五年六月二三日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第八百二十二条の罪に当たる行為については、適用しない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第八百二十二条の罪に当たる行為については、適用しない。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第八百二十二条の罪に当たる行為については、適用しない。